○防衛省令第十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十五日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十二万三千百円 イ～ニ　［略］ 二　次に掲げる者　二十四万四千二百円 イ～ニ　［略］ 2　自衛官として有用な経験を有すると防衛大臣が認める者の法第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、その者の経験に応じ、二十五万円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　［同上］ 一　次に掲げる者　二十二万二千円 イ～ニ　［同上］ 二　次に掲げる者　二十四万三千百円 イ～ニ　［同上］ 2　自衛官として有用な経験を有すると防衛大臣が認める者の法第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、その者の経験に応じ、二十四万八千九百円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の防衛省職員給与施行規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―八四

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

| | | |